令和４年度経済産業省における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等処理実行計画実施状況

経済産業省は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成 28 年７月 26 日閣議決定、令和元年 12 月 20 日改訂）」に基づき、自ら管理する施設等及び補助金の交付等を行っている施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、処分期間内に一日でも早く処分・廃棄を行うため、「経済産業省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画」を策定し、当該計画の実施状況を毎年度公表することとしている。

これらに基づき、経済産業省における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の処理実施状況を以下のとおり公表する。（令和５年３月末時点）

１．経済産業省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

該当無し

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品＞

該当無し

２．経済産業省が所管する独立行政法人等が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

該当無し

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品＞

該当無し